

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年1月10日（金） 号外第3号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則（3）（情報政策課）・・・・・・・・・・ 3
- 鳥取県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（4）（農林水産総務課）・・・・・・・・ 5

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正

規則中引用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名及び条項を改める。

(2) 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正

情報通信の技術を利用する方法による手続等について定めた規定中引用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名等を改める。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

農業協同組合法施行規則の一部が改正され、組合員の貯金又は定期積金の受入れに関する事業を行う農業協同組合（政令で定める規模に達しないものを除く。）において会計監査人の就任又は退任があった場合は、県に届け出なければならないこととされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 農業協同組合の会計監査人の就任又は退任の届出を行う者が提出する書類を定める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 県の機関は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が添付書面等のうち登記簿及び戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、印鑑証明書その他行政機関等（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第2号</u>に規定する行政機関等をいう。）が発行する書面等又は県の機関が指定する書面等に記載されている事項を入力する場合は、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に掲げる期間、当該書面等又は電磁的記録を提出させることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5・6 略</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 県の機関は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が添付書面等のうち登記簿及び戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、印鑑証明書その他行政機関等（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第2条第2号</u>に規定する行政機関等をいう。）が発行する書面等又は県の機関が指定する書面等に記載されている事項を入力する場合は、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に掲げる期間、当該書面等又は電磁的記録を提出させることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5・6 略</p>

(鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第2条 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年鳥取県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(情報通信の技術を利用する方法による手続等)</p> <p>第20条 法第74条に規定する手続について<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条及び第8条</u>の規定を適用する場合は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）<u>第4条、第6条及び第8条</u>の規定の例によ</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法による手続等)</p> <p>第20条 法第74条に規定する手続について<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条から第5条までの規定</u>を適用する場合は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）<u>第4条から第8条までの規定</u>の例</p>

る。 2 略	による。 2 略
-----------	-------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

鳥取県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県農業協同組合法施行細則（平成20年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類	申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
略			略		
2 組合（（1） に掲げる申請 にあつては、 法第10条第1 項第2号及び 第3号の事業 を併せ行う組 合）	略 (29) 法第70条 の3第3項の 規定による新 設分割の認可 の申請	ア 新設分 割認可申 請書 イ 新設分 割計画書 ウ 総会の 議事録の 謄本又は 抄本（法 第70条の 4第1項 の規定に より總會 の決議を 経なかつ た場合に あつて は、理事 会の議事 録の謄本 又は抄 本） エ 新設分 割により 存続する 組合及び 設立され る組合の 定款 オ 初年度 の事業計	2 組合（（1） に掲げる申請 にあつては、 法第10条第1 項第2号及び 第3号の事業 を併せ行う組 合）	略 (29) 法第70条 の3第3項の 規定による新 設分割の認可 の申請	ア 新設分 割認可申 請書 イ 新設分 割計画書 ウ 総会の 議事録の 謄本又は 抄本（法 第70条の 4第1項 の規定に より總會 の決議を 経なかつ た場合に あつて は、理事 会の議事 録の謄本 又は抄 本） エ 新設分 割により 存続する 組合及び 設立され る組合の 定款 オ 初年度 の事業計

		画書 カ 法第70条の4第3項の規定による公告又は通知の写し（同条第1項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う場合に限る。）			画書 カ 法第70条の4第3項の規定による公告又は通知の写し（同条第1項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う場合に限る。）
	(30) 法第97条の規定による会計監査人の就任の届出	ア 会計監査人 届出書 イ 総会の議事録の謄本又は抄本			
	(31) 法第97条の規定による会計監査人の退任の届出	ア 会計監査人 退任届出書 イ 総会の議事録の謄本又は抄本			
	(32) 略			(30) 略	
	(33) 略			(31) 略	
	(34) 略			(32) 略	
略			略		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に置かれている会計監査人に係る別表2の項第30号ア及びイの書類は、この規則の施行の日から30日以内に、提出しなければならない。